

第九部

第一回参議院農林委員會會議錄第二十七号

(四四四)

付託事件

- 農地調整法の改正に関する陳情(第一号)
- 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十号)
- 農業保險法の改正に関する陳情(第十三号)
- 農業復興運動に関する陳情(第十四号)
- 水利組合費賦課に関する陳情(第十二号)
- 食料品配給公團法案(内閣送付)
- 油糧配給公團法案(内閣送付)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十一号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一号)
- 新米生産のあい路打開に関する陳情(第六十二号)
- 茶葉振興に関する陳情(第六十三号)
- 農業用電力料金の引下げ及び換地処分経費の全額國庫助成等に関する陳情(第六十七号)
- 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出対策改善に関する陳情(第六十八号)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反対に関する陳情(第七十号)
- 農地委員会の経費を全額國庫負担とするに關する陳情(第七十三号)
- 林道飯田、赤石線開設に関する請願
- 主需給計画の根本的改革に関する陳情(第七十四号)
- 養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第七十六号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第七十七号)
- 農業会の農業技術者給與國庫負担とするに關する陳情(第八十号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第八十四号)
- 愛知縣豊川沿岸農業水利事業経費を國庫負担とするに關する陳情(第八十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十一号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十七号)
- 農作物の「米養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第九十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百零二号)
- 養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第一百十五号)
- 養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第一百十六号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百十九号)
- 飼料配給公團法案(内閣送付)
- 農業協同組合法案(内閣提出、衆議院送付)
- 農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 函館管林局の管轄区域變更に関する請願(第五十四号)
- 農用人参試験場設置に関する請願(第六十六号)
- 米價改訂に関する陳情(第二百二十八号)
- 民有林野制度の確立に関する陳情(第三百三十号)
- 養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第三百三十一号)
- 農作物の「米養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第三百三十三号)
- 開拓者資金融通に関する陳情(第三百三十八号)
- 米穀供出に対する穀獎制度の廢止並びに肥料の配給に関する陳情(第四百九十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五百十号)
- 遅配主食の價格に関する陳情(第五百一十二号)
- 岩手縣下の三農業用水改良事業を國營とするに關する請願(第八十八号)
- 福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに關する請願(第九十五号)
- 北海道でん菜糖業の保護政策確立に関する請願(第二百二号)
- 新米の價格に関する陳情(第六百六十二号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六百六十三号)
- 食料品配給公團法に関する陳情(第七百七十六号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第八十七号)
- 農作物の「米養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第八十八号)
- 農作物の「米養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第九十二号)
- 市營競馬の施行に関する陳情(第二百二号)
- 北海道開拓事業に関する陳情(第二百七号)
- 岩手山ろく國營開墾事業に関する陳情(第二百九十九号)
- 農作物の「米養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百十三号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百二十号)
- 未墾地の開拓事業に関する陳情(第二百二十二号)
- 群馬縣古馬牧村外三ヶ村のかん海用水路に関する請願(第二百一十一号)
- 赤山演習地の返還並びに開拓計画變更に関する請願(第三百三十五号)
- 食糧配給確保に関する陳情(第二百二十六号)
- 林業振興対策に関する陳情(第二百二十七号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百二十八号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百三十一号)
- 水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に関する陳情(第二百三十二号)
- 農作物の「米養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百三十五号)
- 青果物の統制撤廢に関する請願(第七百七十六号)
- 開拓対策に関する請願(第七百七十七号)
- 旧軍馬補充部十勝支部用地内山林拂下げに関する請願(第八十三号)
- 十勝種馬育成所用地開放に関する請願(第八十五号)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に関する陳情(第二百六十二号)
- 農作物の「米養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百六十七号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百六十八号)
- 農作物の「米養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百七十一号)
- 自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに關する陳情(第二百八十号)
- 勸業大衆の食糧危機突破対策に関する陳情(第二百八十二号)
- 日本競馬会に関する陳情(第二百八十三号)
- 農村指導農場開設に関する陳情(第二百八十三号)

- 昭和三十二年産米價格並びに供出に関する陳情(第二九十九号)
- 農作物の「養蚕週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二九十九号)
- 農業協同組合の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三百号)
- 臨時農業生産調整法案(内閣送付)
- 小坂部川貯水池改良事業を國営とするに關する請願(第二九十七号)
- 旭川合同用水工事促進等に關する請願(第二九十九号)
- 農地改革促進に關する請願(第二九十三号)
- 東京都内の食糧配給に關する陳情(第三百七号)
- 農業協同組合の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百三十三号)
- 種卵及びびなの價格撤廃並びに養鶏用飼料増配に關する陳情(第三百十八号)
- 農業協同組合の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百十九号)
- 農業協同組合の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百二十五号)
- 開拓融資金増額に關する陳情(第三百三十号)
- 農地法による山林開墾行過是正に關する陳情(第三百三十二号)
- 農作物の「養蚕週期栽培法」の普及実施に關する陳情(第三百三十五号)
- 千葉縣長生部茂原乾爾所の設備を縣養蚕業に還元することに關する陳情(第三百三十七号)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第三百四十二号)
- 三方原揚水事業に關する陳情(第三百四十五号)
- 富士山ろく開発農業用水事業促進に關する陳情(第三百三十五号)

- 關する陳情(第三百四十九号)
- こうじ類の一般製造に關する請願(第二九十六号)
- 茨城縣下北浦干拓事業促進に關する請願(第二九十八号)
- 茨城縣下のかん管対策助成に關する請願(第二九十六号)
- 大池用水幹線改良に關する請願(第二九十九号)
- 主食配給に關する陳情(第三百六十号)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第三百七十八号)
- 農地調整法並びに自作農創設特別措置法の改正に關する陳情(第三百八十号)
- 奈良縣下のかん管対策に關する陳情(第三百八十七号)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第三百九十九号)
- 農業協同組合の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百九十二号)
- 農業共済保險法案中の農家負担等に關する陳情(第三百九十三号)
- 食糧緊急対策に關する陳情(第三百九十九号)
- 養蚕協同組合独立強化に關する陳情(第四百号)
- 農業協同組合法案の一部を削除することに關する請願(第二九十七号)
- 日光都市に對する自作農創設特別措置法の實施延期に關する請願(第三百十六号)
- 熱海觀光地帯を農地法の適用より除外することに關する請願(第三百二十四号)
- 森林治水並びに災害防止林造成事業拡充強化に關する請願(第三百六十号)
- 民有林施業案編成國庫補助増額に關する請願(第三百三十五号)

- 鹿兒島縣に國立茶業試験場九州支場を設置することに關する請願(第三百三十六号)
- 樟腦製造事業を森林組合に許可することに關する請願(第三百三十七号)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百十七号)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百二十四号)
- 邑知海干拓計画反對に關する陳情(第四百二十六号)
- 福岡縣三池郡高田村地先その他の干拓事業を國営とすることに關する陳情(第四百三十六号)
- 農業災害補償法案(内閣送付)
- 農村指導農場開設に關する陳情(第四百三十八号)
- 主食の均てん配給に關する陳情(第四百四十号)
- 新発田市旧町裏練兵場拂下げに關する陳情(第四百四十一号)
- 食料品關係の公團制反對に關する陳情(第四百四十九号)
- 農地開發官團の解散に伴う開発事業の都道府縣移管その他に關する陳情(第四百五十号)
- 民有未墾地買収計画の樹立その他に關する陳情(第四百五十一号)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百五十四号)
- 邑知海干拓計画反對に關する陳情(第四百五十五号)
- 東京都の新築増配に關する陳情(第四百六十号)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百六十八号)
- 元肥料林拂下げに關する陳情(第四百七十号)
- 植林用苗木無償配付に關する請願(第四百一十号)

- 適地開拓に關する請願(第四百二二号)
- 北海道農業試験場復興助成に關する請願(第四百七号)
- 鹿兒島縣茶業現況促進に關する請願(第四百二十号)
- ビール栽培奨励に關する請願(第四百二十五号)
- 農業協同組合法案の制定その他に關する陳情(第四百八十二号)
- 新発生産者價格等に關する陳情(第四百八十三号)
- 鹿兒島縣那賀郡内のかん管救済に關する陳情(第四百八十六号)
- 農業保險制度の拡充強化に關する陳情(第四百九十一号)
- 農地委員會議國庫補助増額に關する陳情(第四百九十九号)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第五百一十号)
- 水害林業対策に關する陳情(第五百一十号)

昭和二十二年十一月四日(火曜日)午後三時七分開會

本日の會議に付した事件

○農業協同組合法案

○農業協同組合法案の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案

○委員長補見(農林) それでは只今から委員會を開会いたします。本日は予て御審議を願つておりました農業協同組合法案及び農業協同組合法案の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案、この二件を議題にいたしました。これから討論に入りたいと思つて、

○板野勝次君 農業協同組合法案と農業協同組合法案の實施に伴う農業團體の整理等に関する法律案は、従来の官僚的、地主的な農業會を解体して、耕作農民により自主的農業協同組合組織の途を切開いたものとして、誠に進歩的な意義を持つておるのでございませうが、併し現在政府が採つておられますところの本法律の範圍内におきましては、基本的には不徹底な農地改革の現狀の下にありますので、貧農層の経済的、社会的地位の向上と、それを可能にしますところの農業經營の共同化といふものが何ら保障されていないのでございまして、これは前にも申しました通り、政府の答弁におきましても、何れその方向を保障するとき答弁が得られなかつたのであります。そのために富農層の利益に主として奉仕する農業協同組合が発生して行くといふことは必然でありまして、従つて農業生産力の増進には期待する事はできないし、又現在の不合理な供出制度や、又最近改訂されました供出價格にいたしましても、依然として安い、都會の工業品に比較いたしましてシエレー差を多分に含んだところの價格しか決められていないのでございまして、そういう点からいたしましても農業生産力は縮小再生産の過程を辿るより外ないのであります。富農層の階級性の反面に、中農層、貧農層が收奪されてきて、貧困化しておる現在におきまして、農業協同組合が農業生産力の増進に貢献し、発達する可能は、現実の基礎では何ら見出すことができないのでございませう。従つて只今申上げましたような基礎の造成は、農村の

民主化の徹底と、農村経済の発展によつてのみ可能なものでありまして、又そのことと昭和二十年十二月九日の適合軍の農民解放令の精神であると私は確信するのでございます。

従つてこの法律案の目的を眞に実現するためには、政府をして次に上げます七つの農業政策を強力に実施せしめることによりまして、これを法律作文化から防禦する、こういうふうにならなければならないのでございます。

第一の点は土地改革の徹底でございます。これは説明するまでもないと思つております。

第二は適正利率によりまする長期短期の農業資金の貸付け、及び農業生産に直接間接必要な資材の供給の優先的確保これも説明するまでもないと思つております。

第三は農業生産の共同化及び農業技術の向上のための積極的助成、これも説明の要はないと思つております。

第四は部落農業団体の完全解体、これは農家行組合等を指すのでございまして、これがまだ農業における眞の民主化を妨害しつゝあるので、これを完全に解体して、眞に農業の共同化に進み得る態勢を作る必要があると思つております。

第五は電力事業法等農業協同組合の事業を制約する統制法規の改正でございます。これも前に質問の際申し上げましたことですが、電氣事業法等を改正することによつて、小型発電の可能の機会を作る、こういう点を強調したいのでございます。

第六は公職追放者及び昭和十二年七月七日より昭和二十年九月二日に至る間、農会法違反組合及び農業団体

法に基く農業団体の役員であつた者を、農業協同組合の役員より排除するための行政的措置、これは農業協同組合を眞に民主化するという意味で、是非実施されなければならない点であると思つております。

第七は解散されるべき農業協同組合設立運動を行うことを抑制するための行政的措置、これも亦第六と同様な精神から眞に民主化の方向に自主的に農民が活動し得る十分な機会を與へて行く、

こういう点を特に強調し、この点への実現に向つて、各位並びに政府において十分この趣旨に賛成せられて、その方向に進むならば、この農業協同組合法案は眞に農業共同化の実現を期し得る。従いましてこの裏附けなくしては農業協同組合ができましたも何ら意味をなさぬ。従つてその点の実現に是非格段の行政的措置をとられることを希望いたします。本案に賛成する者であります。

○松村眞一郎君 私は二法案の成立に賛成いたします。二法案の施行に關しまして、行政廳に對しまして次に述べます三ヶの要望をいたして成立に同意する者であります。

一、農業協同組合により廣義農業の綜合発達を期し、畜産、養蚕及び茶業並びに林業の専門的発達のための協同組合その他の団体の組成及び発展の自由を尊重しなければならぬ。

二、農業協同組合に對する金融の円滑及び協同組合の經理の調整に關し、適切な措置をなさなければならぬ。

三、農業協同組合員の農業に關する科學知識普及並びに技術向上のための農業技術員の重用に關し施設をなさなければならぬ。

○門田定藏君 簡単に賛成意見を述べます。今回提出されましたこの農業協同組合法案全部に對して、原案に賛成するものであります。ただ希望をいたしまして、従来の農業会のごとく、ボス的存在でなくして、眞にこの農業協同組合が民主的ならんことを實現するために、以前のごとくこのボス的存在を維持せんがために活動せんとする分子があるように考えますので、これを十分政府は警戒して、本當に民主的な協同組合を實現さるべく、努力して頂きたいと思つて、ただこれだけの希望を附して原案に賛成する者であります。

○高橋啓君 農業協同組合法案が発表されましたときに、第九條第三項について林業家は非常に疑義を持つたのであります。それはこの文言によりまして、農業と林業とはその本質を異にして、おるにも拘らず、而も法的にも明確に區別されておるにも拘らず、何となぐその關係が極めて曖昧になつたといふやうな疑義を持つたのであります。

第二には本組合組織の強化に急であつて、外の組合に對する影響を考へない結果、その他の組織に對して混乱を來すことになりはしないかといふやうな疑義を持つたのであります。その次には今日過般の水害等によつて、國土

緑化計画といふものが非常に大事なきに、農業と林業とが二途に用いられる關係上、眞に農業確立に支障を來すことなきやといふ懸念を持つたのであります。その他生産統制の上において不徹底を來しやしないか、或いは保護奨励の上には農業關係或いは林業關係別々にこれをなすがために、不均衡を來して生産の不円滑を來すものではなからぬかといふ懸念があつたのであります。これにつきまして沢山の陳情がありまして、その中には立場々々における陳情でなく、權威ある學者或いは林業家が、而も有教な人々が、この陳情に名を連ねられておるといふこと

は、私共は見逃せない事実であると思つておるものであります。このようにこの一項に對して國民は懸念を持つておる人が非常に多数あるといふことを私はここで指摘したいと思つておるものであります。

ここにございまして、農林大臣にこれらの懸念についてどうするのだと質問いたしましたところが、これは行政的措置によつて何とかするといふお話であつたのであります。これらの懸念は行政的措置によつて、方法が何とかできる

といふものであれば、私は何ら差支えないと思つておるものであります。それは林業が専門的な立場において、はつきりとこれらの林業に關する行政が一元化されて、この問題の處理に當つても林野局がこれに當るといふやうな農林大臣の意向であるとすれば、それ

に關する諸般の行政的措置によつて何とかできるといふことを私も考へるのであります。政府當局もそれに対して万全の方法を採つて、かくのごとき懸念なからしむるといふことを心配して

も末端における弊害も除去されるのぢやないかと考へるのであります。結局こういうやうないろいろの懸念が出て参りますのも、森林制度をはつきりと確立するといふことによつて除去されるのぢやないかと私は考へるのであります。この際我々參議院の立場として、この際我々參議院の立場として、林業の発達並びに國土保安の立場から、この山林緑化を實現するために、森林制度をはつきりと立てるといふことについて皆さんの御賛成と御協力を得ることを期待いたします。これに賛成いたします次第でございます。(拍手)

○寺尾傳君 私は本案に賛成する者であります。特に今後の日本農業技術の進歩発達という見地から、この協同組合法に重要性を認めたいと思つておるものであります。従来の農業技術の指導は概して個々の農家が対象とし、即ち農家のごとき農家が發生することを期待して指導して來たかのごとき感があるかと思つておるものであります。技術的進歩

即ち新技術を實際の農業に活用するといふことになりまして、農家の本来の性質である保守性、保守的の性格、或いは我々は特にこれを農家の不動性、動かざる性質などといふ言葉などを使つて論議することがあるのであります。そういう關係で新技術の浸透普及

といふことがとくに行い得ない。で、どうしても新技術を實現するにはここに共同といふことが是非必要にならぬ。協同体の研究とその綜合した設備によつて農業改良の新しい途を取らうぢやないかといふことは、従来の個

個の農家の考へでは概してむづかしい。又かような新技術には必ず能率の高い新しい機械が伴う。例えば先頃

第九部 農林委員会會議録第二十七号 昭和二十二年十一月四日(参議院)

或る地方へ丁度差の頃行つてみますと、その農業会或いは郡農業会支部が動力噴霧器を使つて、毎日各農家の麦畑を一日六町歩ぐらいの割合で薬剤散布をやつておる。かようなことにして初めてその科学的技術が実際に活用できる。これを個々の農家に一人々々やることを何れ致さたり勧めたりなどして、なか／＼その普及が徹底するものでない。又そういう機械を個々の農家は備へることはできない。知識的にも精神的にも又實際的にもこの能率の高い機械、そして殊に新しい機械は特殊の知識と技術を要する。これを個々の農家に期待することはできない。かような意味において協同ということと新技術の発展ということは車の両輪のごときものであると考へるのであります。その他能率の点からいへば、協同というの必要は非常に高いものである。尤もロシアでも、かアメリカのような農地の非常に廣い所、従つて同一條件の農地が非常に廣く發展するところにおいては、農作業までも共同的にして能率を高めるといふ一面はありますが、我が國の國內においても、場合によつては、いわゆる作業を共同にすることも有効に適用される機会のないことはないと思ひますが、必ずしもその種のことまで無理に共同を強いることは實際に酬われないことがあると思ふ。併し先程申しましたような殊に科学技術、有効なる能率の高い技術を適用するといふこと、更に又今後この地方々々に適したところの農産加工であるとか、或いは農村工業であるとか或いは副業の成立という事柄が農業の経営上非常に重要なものになる。その中には輸出農

産物の加工品等の発生もできるのであります。この種のごときものは全く協同態勢によつて初めて成り立つものである。又その副業には勿論農業のみならず、農業以外の方面におけるところの技術的の発達が必要である。かように考へて来ますと、今回協同組合法が成立するということは、科学技術の發展の見地から実に喜ぶべきことである。又それは言葉を変えて逆に言へば協同組合法を實現せしむると共に、その組合の発達を圖ると共に、協同組合の技術的の発達を全うするやうな國家的施設が是非必要である。今後においては協同組合の基礎ができた上においては、技術的の発達に關する施設を最も重要視すべきである。或いはこれらの組合は自主的に進歩さすべきものであるといふ見方が一面あるかも知れませんが、實際において申しますやうな有効なる技術的の発達ということ、個々の組合の自然の発達に放任して置くことは、大きな期待をすることが困難である。どうしてここに國家的の施設を必要とするのであつたか、今回の協同組合法の成立ということに私は技術上の見地からそういう意味を以て特に賛成をいたしたのであります。

○羽生三七君 この二つの法案に、次に述べらるやうな希望意見を附して賛成するのであります。第一に、先程もどなたかのお話がありました。土地改革の徹底が是非必要であると思ふのであります。土地改革の徹底と相俟つてこの法案が施行されませんと、この法案は作文に終る懸念を十分に持つております。固より土地改革によりまして、所有権が移動するといふことも大きな変革ではありま

すが、ただ所有権を變革しただけで日本の農業生産が必ずしもプラスになるとは申されないのであります。所有権の變革と共に、同時に農業協同組合等の運用よろしきを得て、生産面における基本的な發展が伴わなければ、この法案の意味は私は余りないと思ふのであります。つまりこの法案が生産面においてその協同性を十分に發揮するか、流通面においてその協同性を十分發揮するかは、当該農業協同組合員自身が決定するのであります。これは飽くまで自由の原則に基くのであります。併し私共は日本の農業の將來を考へまして、強いてみづからの希望を言うことが許されますれば、我々はこの農業協同組合が完全にその成果を果すためには、特に生産面における協同化がきわめて重要である。そのためには農地改革、例えていへば更に現在以上の改革のみならず、土地の交換分合に法的基礎を與えるとか、その他諸般の方策が採られなければならぬと思ふのであります。このことによつてのみ初めて私は本協同組合の意義が達成されるので、そうでなかつたならば従來の農業会と殆んで変りないものになり終るであらうと私は思つております。

いま一つは、先程やはりこれもどなたかからお話がありました。農業技術の飛躍的發展を圖るために、従來の農事試験場等が象牙の塔に籠つておるやうなあの態度を一掃いたしました。新らしく生れる農業協同組合等と一体になつて、日本の農業技術の高度化を圖つて行かなければならぬ、こゝ思つております。併しこれらのことは先程申しましたやうに新らしく生れる農業協同組合員自身が決定すべきことであります。併し我々がかくのごとき希望を持つておるといふことは一向差支えないと思ひますので、そういうことを期待しておるわけでありませぬ。

以上の点を希望意見として、法案に賛成いたします。

○委員長(補見義男君) 討論はこれで終結いたしました。これから農業協同組合法外一件につきまじ一採決に入りたいと思ひます。

○岡村文四郎君 衆議院の修正になつております施行の日のことです。先程も申し上げて置きましたが、どうぞ当局の方で、十二月一日が施行日になるやうに御協力を願つて置くやうに希望を申上げて置きます。

○委員長(補見義男君) それではこれから採決に入ります。この二つの法案は御承知のやうに施行期日の点を衆議院で修正されてこちらへ廻つております。従つて衆議院の修正案を基礎にいたしました。これから採決いたしたいと思ひますが、衆議院の修正案通り可決することに御賛成のお方の起立を願ひます。

一総員起立一

○委員長(補見義男君) 全員賛成であります。従つて両法案は衆議院の修正案通り可決することに決定いたしました。(拍手)

向例によりまして委員長が口頭報告をいたします。要旨につきましては、従來通り委員会の経過を中心にしたしまして報告いたしたいと思いますので、御了承を願ひたいと思ひます。それで

は本日はこれで散會いたします。午後三時四十一分散會。出席者は左の通り。

委員 理事

木下 源吾君 森田 豊壽君 高橋 啓君 太田 敏見君 門田 定藏君 羽生 三七君 北村 一男君 柴田 政次君 西山 龜七君 平沼彌太郎君 木槍三四郎君 小杉 繁安君 佐々木鹿藏君 石川 準吉君 宇都宮 登君 岡村文四郎君 河井 彌八君 島村 軍次君 寺尾 博君 藤野 繁雄君 松村眞一郎君 山崎 恒君 板野 勝次君 廣瀬與兵衛君

政府委員 農林事務官(農政局長) 山添 利作君

印刷者 印刷局

参議院事務局

昭和二十三年二月二十四日発行

昭和二十三年二月二十三日印刷

(第九部)

(四五二)